

境港市野良猫不妊・去勢手術費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、境港市補助金等交付規則（昭和33年境港市規則第10号。以下「規則」という。）の規定に基づき、境港市野良猫不妊・去勢手術費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の趣旨にのっとり、飼い主がいない猫（飼育又は保管する者のいない猫をいう。以下「野良猫」という。）に不妊又は去勢のための手術を受けさせる取組を支援することにより、野良猫の繁殖を抑制し、もって生活環境を保全するとともに、市民の動物愛護意識の高揚を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付等)

第3条 市長は、前条の目的を達成するため、市内において捕獲した野良猫に対し、県内で開業する動物病院において、不妊又は去勢手術（雄猫の精巢の摘出手術、雌猫の卵巣の摘出又は卵巣及び子宮の摘出手術をいう。以下同じ。）を受けさせた市内に住所を有する者又は自治会に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の1頭当たりの額は、雄猫については8,000円、雌猫については15,000円とする。ただし、不妊又は去勢手術に要した費用が補助金の額に満たない場合は、その手術に要した費用の額とする。

(不妊去勢手術の実施)

第4条 不妊又は去勢手術を受ける野良猫は、当該手術を実施した証として、当該手術時に耳先の一部を切除しなければならない。

(交付申請)

第5条 本補助金の交付申請は、不妊又は去勢手術を実施する日より前に行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、野良猫不妊・去勢手術費補助金事業計画（実績）書（様式第1号）によるものとする。

(交付決定)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

(申請事項の変更等)

第7条 規則第8条第1項の市長が定める軽微な変更は、本補助金の増額又は減額を伴う変更以外の変更とする。

(実績報告)

第8条 規則第9条に定める実績報告は、補助事業の完了した日から起算して30日を

経過した日又は本補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日までのいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第9条の補助事業等実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

(免責)

第9条 市は、本補助金の交付決定を受けた者が被った損害及び第三者に対して与えた損害については、その責めを一切負わないものとする。

(その他)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。